

自主行動計画フォローアップ調査について

令和元年11月27日
一般社団法人 日本自動車工業会

…目 次…

1. これまでの自工会の取組みについて . . . 3頁
2. 重点課題に対する取組み状況 . . . 5頁
3. 自動車産業適正取引ガイドライン遵守への取組み . . . 8頁
4. 周知・浸透に向けた活動 . . . 9頁
5. 今後の取組みについて . . . 11頁

1. これまでの自工会の取組みについて

★適正取引推進への取組み

2007年6月 「自動車産業適正取引ガイドライン」公表（経産省）

2016年9月 「未来志向型の取引慣行に向けて(世耕プラン)」公表（経産省）

2017年3月 自工会「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」策定、公表

2017年7月 「未来志向型の型管理に向けてアクションプラン」公表（経産省）

2018年3月 自工会 自主行動計画一部改訂(型管理アクションプラン等反映)

2019年3月 自工会 自主行動計画一部改訂(振興基準、ガイドライン改正内容反映)

- 自工会では、他産業に先駆け、「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」を策定した。
- 過去3年間の自主行動計画フォローアップにおいて、適正取引推進に向けて着実に成果を上げている。

●重点課題への取組み状況

■自主行動計画フォローアップ調査結果の推移

フォローアップ項目	2017年	2018年	2019年・回答内容	
○適正な原価低減要請の徹底	12	14	14	14社が実施済
○型管理				
・保管費用の負担	11	14	14	14社が概ね実施できた
・保管期間を過ぎた 型の返却・廃棄の促進	10	14	14	14社が概ね実施できた
・型製造代金の支払方法の協議	-	-	8	7社概ねできた+1社一部できた 残り6社は取引先からの要請なし
・受注側からの要求による型製造 代金の一括払い	-	-	7	6社概ねできた+1社一部できた 残り7社は取引先からの要請なし
・一斉点検、廃番通知	5	14	14	14社が実施済
○下請代金の支払い				
・すべて現金払い	8	10	10	10社はすべて現金払い
・手形払い	6	4	4	手形サイト 60日以内へ推進中
○大企業間での支払条件協議	-	-	4	4社は要請があり協議を実施 10社は要請なし

2.重点課題に対する取組み

(1)合理的な価格決定

★口頭で要請するなどの原価低減要請を行なわないことを徹底。

★単価の決定にあたっては、十分な協議と合意の結果を反映。

★6社が取引先より労務費の変動を理由に要請された価格改定を概ね反映。

フォローアップ項目	2017年	2018年	2019年・回答内容	
★適正な原価低減要請の徹底	12	14	14	14社が実施済
★単価の決定・改定				
十分な協議の実施	-	-	14	14社が実施済
取引先の寄与度等を考慮	14	14	14	双方合意のうえ14社が実施済
★労務費の変動	3	3	14	6社概ねできた、8社一部できた
原材料価格の変動	14	14	14	双方合意のうえ14社が実施済
エネルギー価格の変動	10	12	14	双方合意のうえ14社が実施済

(2)型管理の適正化への取組（重点課題に対する取組み）

★ルール・マニュアルの整備や保管費用の負担などを実施済。

★発注側からの能動的な取組みにより、取引先の型を廃棄。

★受注側からの要求により型製造代金の一括支払を実施。

フォローアップ項目	2017年	2018年	2019年・回答内容	
★ルール・マニュアル整備	9	14	14	14社が実施済
★取引先の型管理の課題改善	-	-	14	12社改善、2社やや改善 11社は能動的な取組みを実施
型管理適正化、改善への取組				
・保管費用の負担	11	14	14	14社が実施済
・型の返却や廃棄の促進	10	14	14	14社が実施済
・型製造代金の支払方法の協議	-	-	8	7社概ねできた+1社一部できた 残り6社は取引先からの要請なし
★受注側からの要求による 型製造代金の一括払い	-	-	7	6社概ねできた+1社一部できた 残り7社は取引先からの要請なし
・廃番通知・一斉点検	5	14	14	14社が実施済
・マニュアルの共有、運用徹底	6	11	12	12社実施済、2社実施中
・取引先との協議・相談	4	9	11	11社実施済、3社実施中

(3) 下請代金支払の適正化（重点課題に対する取組み）

- ★ 下請代金の現金支払、手形サイト短縮は全社が計画を策定済。
- ★ 現金支払いは10社が実施、手形サイト短縮(60日以内)も4社で推進中。
- ★ 大企業間での取引条件改善は、14社中 4社※が直接の取引先からの要望を踏まえて、支払条件見直しを協議（※10社は取引先から要請なし）

フォローアップ項目	2017年	2018年	2019年・回答内容	
★現金払い、手形サイト短縮の方針	11	14	14	14社が実施済
★下請代金の支払方法				
・すべて現金払い	8	10	10	10社はすべて現金払い
・手形払い	6	4	4	手形サイト 60日以内へ推進中
★大企業間での支払条件協議	-	-	4	4社は要請があり協議を実施 10社は要請なし

3. 「自動車産業適正取引ガイドライン」遵守への取組み

- ★3重点課題以外での問題のある行為等を行わないことを全社が徹底。
- ★自社の働き方改革が受注側企業へ影響を及ぼすことはしていない。
- ★災害等への事前対策であるBCP(事業継続計画)策定や、BCM(事業継続マネジメント)実施についても13社が実施済。
大規模災害発生時は、下請事業者の復旧支援や取引の継続、優先的な配慮も全社で実施済。

フォローアップ項目	2017年	2018年	2019年・回答内容	
★自動車ガイドラインの徹底	14	14	14	14社で徹底済
★働き方改革への取組の阻害、不利益となる取引、要請行わない	-	-	12	12社実施済、2社実施中
・自社の働き方改革に伴う受注者への影響	-	-	14	取引先に特に影響はない
・自社の働き方改革に起因した短納期発注や急な仕様変更のコスト負担	-	-	14	14社該当なし。やむを得ず生じた場合は適正コストを負担
★BCP策定、BCMの実施	-	-	13	13社実施済、1社実施中

4. 周知・浸透に向けた活動

★取引先支援活動の推進

生産性の向上に向けて、定期的な取引先との面談機会の確保や取引先の訪問、人材の派遣、社内研究会開催などの取組みを推進するとともに、事業承継支援も実施。

＜具体的な取組事例＞

- ・取引先事業撤退の際も、他の取引先への生産移管等に関してサプライチェーン維持のため取引先を支援している。
- ・経営状況調査、経営改善支援、後継者有無の調査・相談、政府機関等による事業承継の紹介

★教育・人材育成、普及啓発活動の推進

各部門の役職員への法令遵守や自主行動計画の周知徹底、直接の取引先を通じた、サプライチェーン全体への適正取引働きかけを実施

★ベストプラクティス（各社事例）

- ・補給部品の製造廃止運用マニュアルをサプライヤーに展開。
- ・補給部品等の廃番状況を自社部品表から検索するリストを取引先に提供。
- ・発注者と受注者が一体で実施する生産性向上の取組みを共同で実施中。

4. 周知・浸透に向けた活動

自工会では、部工会と共催で「自動車ガイドライン・下請法セミナー」を全国で開催。素形材業界関係者など幅広い参加者を得て、適正取引の周知活動を積極的に推進。

★自動車ガイドライン・下請法セミナー（3時間）

内容：自動車ガイドライン(講師:自動車課)
下請取引適正化推進講習会テキスト
(公取協・中企庁発行)を弁護士が解説

日程：2月～3月(太田、東京、大阪、浜松、広島、
刈谷、名古屋、岡山、広島、熊本)
7月～10月(太田、東京、大阪、浜松、広島、
刈谷、名古屋)

参加者：約1,500名
※自動車、自動車部品、素形材業界へご案内
※自主行動計画、ベストプラクティス、
ガイドラインパンフレットを配付

自動車産業適正取引ガイドラインとは

経済産業省では自動車メーカーへのヒアリング、自動車部品メーカー等へのアンケート調査を踏まえて、自動車産業における問題視されやすい12の行為類型を選定しています。このような行為は、下請法上の問題となる可能性があり、取引の際には十分な注意が必要となります。また、適正取引を推進するための「望ましい取引慣行」や「具体的なベストプラクティス(好事例)」を取り上げていますので、これらを参考によりよい取引を目指しましょう。

1 補給品の価格決め

補給品も量産品と同じ価格で買わね
生産原価がぜんぜん違うのに...

量産時よりも注意が少ない補給品については、量産時と同じ単価では「買いたたき」に該当するおそれがあります。量産に着手する時点から、補給品支給期間に入った場合は、量産時とは異なるという条件を付録して、合理的な製品単価を設定することが望ましいです。

補給品で改めて見積を依頼し、契約を締結している例

量産が終了した部品は、顧客等から補給部品としての補給や単価交渉を連絡して補給原価を算出し、下請事業者の見積により、再仕立て発注した部品で契約を締結している。

2 型保管費用の負担

念のため、量産後も金型を保管してほしいんだけど...
新たに金産品の資金が払えない...

型の所有者の知有を問わず、量産後の補給品の支給等に備えて、顧客等が下請事業者に対して、長期にわたり使用されない金型の無償保管などを要請すると「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあります。

金型管理の基準が明確になり、適正に保管費用を支払っている例

一定期間使用していない金型は廃棄申請を行うという取り決めになっており、顧客等の要請を断ってから保管費用を支払う、廃棄している。

アクションプラン

※実施事業者・中小企業向けでは、平成20年7月に型管理の適正化に向けたアクションプランととりまとめ公表。3つの基本方針(型の管理、各資料支払い、マニュアル整備等)のもと、事業者が型の管理の適正化を推進していくための具体的な取組事項を取りまとめている。

Action 1 不要な「型」は廃棄する！ 減らす = 管理対象の削減	Action 2 型の保管費用・保管期間については、お互い協議・合意のもと、取り決めを行う！ 見直す = 管理対象の管理の適正化	Action 3 型管理について、社内においてルールを明文化する。運用のあり方を全従業員が！ 仕組みをつくる = 管理の自立化
---	--	---

※詳しくは、インフォメーション型管理 アクションプランを参照してください。

5. 今後の取組みについて

- 今後、振興基準及びガイドラインの改正や、フォローアップ結果に基づく課題等を踏まえ、自工会・自主行動計画を改訂、以下の項目を中心に適正取引の推進への取組みを継続。
 - ① 型取引適正化について、「型取引適正化推進協議会報告書」を踏まえ、今後も型廃棄の促進や支払条件の改善等に向けた取組みを推進して行く。
 - ② 大企業間における取引条件の更なる改善については、直接の取引先からの要望を踏まえつつ、サプライチェーン全体としての取組みを推進して行く。
 - ③ 下請事業者の働き方改革を阻害するような不利益な要請等を行わないよう、徹底を図って行く。